

地域共生型ソーラーシェアリング普及促進事業委託業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「地域共生型ソーラーシェアリング普及促進事業」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

地域共生型ソーラーシェアリング普及促進事業委託業務

2 業務の目的

2050 ゼロカーボン実現に向けては、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギー事業をより一層推進することが必要である。その中でも、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）は農地で営農を継続しながら上部に太陽光発電事業を行うことで、農業者などその地域の所得向上につながることを期待されるが、適切に営農がされていない事業や地域にメリットが生じない事業も散見され、地域で受け入れられない事例も生じている。

そこで、本事業は、以下のような地域共生を前提に、市町村の主体的な関与により実施される、ソーラーシェアリングの事業化に向けた検討や調整等を伴走支援することにより、地域共生型ソーラーシェアリング事業の導入プロセスモデルを創出することを目的とする。

- ・適切な営農を行っている事業
- ・農業者にメリット（所得・生産性の向上等）が図られている事業
- ・市町村が関与し、地域の協議によって実施される事業

3 委託契約期間

契約日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで（債務負担行為設定済）

4 事業の支援対象市町村

県と連携して地域共生型のソーラーシェアリング事業を主体的に推進する市町村であって、県により今後、県内2市町村（以下「支援対象市町村」という。）を選定します。

5 業務内容

（1）先行事例等調査・分析・整理

ア 先行事例の調査

地域と共生しソーラーシェアリングを実施している事例を、受託者が有するネット

ワークを活用し、調査を行うこと。調査方法は、公表情報や文献調査などを基本としながら、場合によっては実践者へのヒアリングなどを行うこと。

特に、調査対象とする先行事例については、以下の要素を持つ事例とすること。

- ・地域と調和（共生）している事業
- ・適切な営農を行っている事業
- ・農業者にメリット（所得・生産性の向上等）が図られている事業
- ・市町村が関与し、地域の協議によって実施されている事業

イ 先行事例の整理・資料の作成

アで収集した先行事例について、受託者の持つ専門的な知見から、地域共生型ソーラーシェアリングの実施のために必要な事項等について項目別に整理するなど行い、支援対象市町村向けの資料を作成すること。作成した資料について、受託者はその専門的な知見から市町村職員・地域住民等などに説明ができる体制を整えておくこと。

（２）事業地の選定に関する支援

（１）イで作成した資料を参考に、地域共生型のソーラーシェアリングを実施しようとする事業地を支援対象市町村が選定するにあたっての助言や提案等を行うこと。また、必要に応じて、関係者との調整の支援を行うこと。

実施した募集・選定のプロセスやポイント等について事例として記録・整理を行うこと。

なお、実施する支援の順序等については、事前に支援対象市町村及び委託者と協議の上決定し、（３）と前後してもかまわない。

（想定する作業） ※下記を参考として提案を行うこと。

- ・市町村及び農業関係者へ聞き取り、現状分析及び助言・提案
- ・地域特性を踏まえた事業地の候補抽出・助言・提案
- ・実施にあたっての専門家派遣や助言・提案

（３）発電事業者の検討に関する支援

（１）イで作成した資料を参考に支援対象市町村又は事業地の地権者等が発電事業者の募集・選定するにあたっての助言や提案等を行うこと。また、必要に応じて、関係者との調整の支援を行うこと。

実施した募集・選定のプロセスやポイント等について事例として記録・整理を行うこと。

なお、実施する支援の順序等については、事前に支援対象市町村及び委託者と協議の上決定し、（２）と前後してもかまわない。

（想定する作業） ※下記を参考として提案を行うこと。

- ・市町村及び発電事業関係者へ聞き取り、現状分析及び助言・提案
- ・地域特性を踏まえた発電事業者の候補抽出・助言・提案
- ・実施にあたっての専門家派遣や助言

(4) 事業スキームの検討、農業委員会や地域住民等との調整支援

各種検討や関係者等との調整を行うにあたって、場の設定や会の運営、必要な資料等の準備、記録の策定等の事務局としての役割を担うこと。また、市町村や関係者（地域住民、農業委員会等）に（１）イで作成した資料や受託者の持つ専門的な知見を参考にし、調整にあたっての必要な助言・提案を行うこと。

（想定する作業） ※下記を参考として提案を行うこと。

- ・専門家を交えた事業スキームの検討・助言・提案
- ・地域調整等を行う協議会等の場の運営
- ・理解促進のための必要な資料の作成等

(5) 地域共生型ソーラーシェアリング先進事例の視察の企画・開催

委託者、市町村及び事業関係者（地権者、農業委員会等）と共に行う、他県の地域共生型のソーラーシェアリング先進事例の視察研修を企画・開催すること。

(6) 実施結果のまとめ

（１）～（５）で具体的に実施した手順や内容等を整理し、他の市町村がモデルとして活用できるようにそのプロセスや課題、改善点等を文書でまとめ、提供できるようにすること。

6 実施スケジュール

5実施内容の実施スケジュールは、令和7年度には（１）～（３）、令和8年度には（４）～（６）の業務を行うことを基本とするが、業務の進行状況に応じて、受託者と委託者が協議の上、調整することができるものとする。

7 成果品

提出する成果品は以下のとおりとする。また、形式は書面２部及び電子データ（PDF形式及びword等のMS-office製品と互換性のある編集可能な形式）による提出とする。

- （１） 上記５（１）～（５）に係る報告書
- （２） 上記５（６）の実施結果をまとめた文書
- （３） 上記５（１）～（６）の業務において作成したすべての資料
- （４） その他委託者が必要と認めるもの

8 業務実施体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県環境政策課ゼロカーボン推進室との連絡調整を行うこと。

9 権利関係

- (1) 本業務により作成した制作物や成果物は、他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本業務により生じた所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本業務の成果を二次的に利用できるものであること。
ただし、受託者が将来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。
この場合においては、委託者は、権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
- (3) 受託者は、使用する写真の被写体が人物の場合、あらかじめ肖像権の侵害が生じないように対応すること。

10 その他

- (1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、月 1 回程度、長野県庁または遠隔会議システムを利用して打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合には随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。これは受託機関終了後においても同様とする。